

ごみの分け方・収集日(2020年改定版)

ごみの分別と減量にご協力ください。

※令和2年4月以降
伊根町住民生活課 ☎32-0503(直通)

燃やすごみ(可)

週 2 回

台所ごみ・紙くず・木くず・衛生製品・水きり袋・繊維類

- 燃やすごみ指定袋で出してください。
- 生ごみは十分に水きりをしてください。



野菜くず

魚のほね

貝がら

果物くず

残飯

生花

キッチンペーパー

紙くず 繊維くず

ガーゼ・脱脂綿等

木の枝葉・剪定くず・草

生理用品・紙おむつ

使い捨てカイロ

生ごみ処理容器の購入補助制度

- ◎補助金額
購入費の2分の1以内
上限3万円まで
- ◎購入先
町内業者に限ります。
- ◎申請方法
申請書に領収書コピーを添付して申請

※前回の補助金交付から5年経過すれば、買替え・更新の場合でも**再度対象**になります。



燃やさないごみ(プ)

月 2 回

布、ビニール、プラスチック類・革製品

- 中の見える袋に入れて出して下さい。



歯ブラシ

ストロー

バラ

くつ・長靴

スポンジ

古着・タオル

カッパ

アルミホイル

バッグ等の革製品

プラスチック製のおもちゃ

有害ごみ(害)

2ヶ月に1回

乾電池・蛍光灯・水銀温度計等

- 集積所のコンテナに出して下さい。



乾電池

蛍光灯

危険ごみ(危)

2ヶ月に1回

スプレー缶、ライター(着火器具)

- 使い切ってください。集積所のコンテナに出します。



スプレー缶

ライター

不燃ごみ(不)

月 1 回

ガラス類・陶磁器類・プラスチック類
金属類・家具類・畳・ふとん等

- 指定ごみ袋に入れて出して下さい。



茶碗・コップ

衣装ケース

ふとん・毛布

食器棚・たんす等

花びん・つぼ

ストーブ・ヒーター

じゅうたんござ

テーブル・イス

電球

カミソリ

ガスコンロ

自転車

畳

傘

家電製品

※家電リサイクル対象品は除きます

リサイクルごみ



プラスチック製容器包装(プラ)

週 1 回

- 指定ごみ袋で出して下さい。
- 識別マークのある容器や包装が対象です。
- 汚れている物は洗ってください。



紙製容器包装(紙)

月 2 回

- 指定ごみ袋で出して下さい。
- 識別マークのある容器や包装が対象です。



資源ごみ

収集はありません。集団回収に出すか処分場へ直接持ち込んでください。

段ボール・新聞
雑誌・牛乳パック

牛乳パックは切り開いて縛って出してください。



大型ごみ(大)

月 1 回

- 指定ごみ袋に入らない大きさのものは大型ごみ



缶(缶)・びん類(ビ)・ペットボトル(ペ)

月 1 回

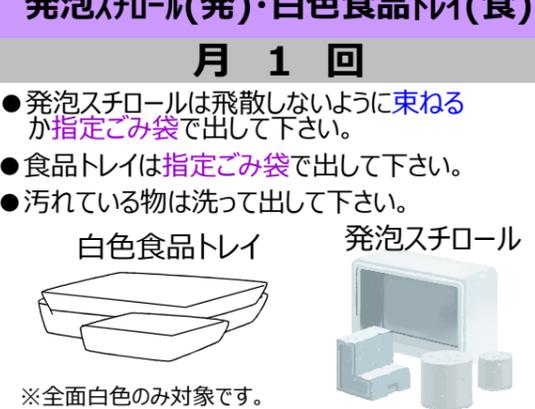
- ペットボトルは指定ごみ袋で出して下さい。
- 缶・びんは集積所のコンテナに出して下さい。
- アルミ缶とスチール缶の区分けは不要です。
- びんの色分けは不要です。



発泡スチロール(発)・白色食品トレイ(食)

月 1 回

- 発泡スチロールは飛散しないように束ねるか指定ごみ袋で出して下さい。
- 食品トレイは指定ごみ袋で出して下さい。
- 汚れている物は洗って出して下さい。



※全面白色のみ対象です。

処理できないごみ

町では処理ができないごみです

家電リサイクル法対象品

- 買い替え時に引き取ってもらうか、町内の家電販売店に依頼してください。



冷蔵庫・冷凍庫 ブラウン管・薄型テレビ
洗濯機・衣類乾燥器
エアコン

PCリサイクル法対象品

- 製造メーカーに申し込んでください。



デスクトップパソコン本体
CRT・液晶モニター ノートパソコン

その他回収・持ち込みできないごみ

- 販売店や専門処理業者に相談してください。

コンクリートブロック・土・瓦
自動車・自動車部品・オートバイ
FRP船・船外機・漁具・漁網
消火器・薬品・廃油(食用以外)
スプリング入りの家具(ベッドマット等)
農協が回収する農業資材 など

